

佐賀型賃金 UP 支援補助金・新事業チャレンジ支援補助金広報業務委託 仕様書

1 事業名

佐賀型賃金 UP 支援補助金・新事業チャレンジ支援補助金広報業務

2 目的

佐賀県では、原材料・エネルギー価格高騰や人手不足など厳しい経営環境にある中、県内事業者の売上の向上や収益力の強化が課題となっていることから、2つの事業を下記目的において同時期に実施する。

○佐賀型賃金 UP 支援事業は、事業場内最低賃金を3%以上引き上げる県内中小・小規模事業者が実施する生産性向上の取組に必要な経費に対する補助を実施し、収益力向上を支援し、賃金の引上げを促進することを目的とする。

○新事業チャレンジ支援事業は、売上が10%以上または利益が3%以上減少している県内の従業員がいない事業者が実施する、生産性向上の取組に必要な経費に対する補助を実施し、収益力向上を支援することを目的とする。

佐賀型賃金 UP 支援補助金・新事業チャレンジ支援補助金広報業務は、これら県内中小・小規模事業者及び従業員がいない事業者に向けて佐賀型賃金 UP 支援補助金・新事業チャレンジ支援補助金の周知を効果的に行うために実施する。

3 委託業務内容

(1) 委託事業の概要

県内中小・小規模事業者及び従業員がいない事業者向けに佐賀型賃金 UP 支援事業・新事業チャレンジ支援事業を効果的に周知するために、テレビ CM、新聞広告、SNS 広告等のメディア・手法を用いて総合的な広報活動を実施する。

<委託内容>

- ① 広報計画の企画・立案
- ② 広報コンテンツの作成・プロデュース
- ③ 広報コンテンツの発信

(2) 業務内容の詳細

① 広報計画の企画・立案

ア テレビ CM、新聞広告、SNS 等を利用した総合的な広報計画の立案
・発信メディアの選定及びそれぞれの発信頻度、発信期間、発信日時等を計画立案する。なお、新聞広告とは紙面掲載及び折込チラシによる広告を想定する。

イ 広報準備から発信までのタイムラインの策定

・企画、コンテンツ作成、発信メディアへの投げ込み、発信の一連の流れを、それぞれの発信メディアごとにスケジュール化し、実行する。

② 広報コンテンツの作成・プロデュース

ア ①で策定したメディアの広報コンテンツの作成

・テレビCM、新聞広告、折込チラシ、SNS広告等を作成・プロデュースする。

・広報コンテンツには下記情報を入れること。

事業目的、事業概要、申請期間、申請対象者、問い合わせ先

③ 広報コンテンツの発信

ア ②で作成した広報コンテンツの発信

・①で立案した計画に基づきコンテンツを発信する。

※SNS 広告等効果測定ができるものは都度見直しを検討すること

イ コンテンツ発信の時期

・令和6年3月 日から9月30日まで

(3) 業務実施の期間

業務の期間については下記2期間に分けて実施することを想定とする。

前期:令和6年3月下旬から令和6年5月中旬(当初の補助金事業申請期間内での実施)

後期:令和6年5月中旬以降(事業の申請受付を延長する場合)

※事業申請受付延長がない場合は前期のみで終了

4 事業実績の報告

・実施した広報の実績及びその他特記事項等を記した完了報告書を作成し、業務完了後速やかに提出すること。

・報告には以下に関する内容を含むこと。

→発信メディアごとの発信数・発信タイミング

→各発信メディアごとの規格(CMの長さ、記事の大きさ、パッケージ内容等)

→測定や推察ができるものについての広報効果

・事業実績の報告期限は令和6年(2024年)9月30日までとする。

5 委託契約期間

契約締結日から令和6年(2024年)9月30日まで

6 委託上限額

10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。前期:8,500,000円、後期:1,500,000円)

※後期の委託費は事業延長がある場合のみ発生

7 代金の支払い方法

完了払とする。ただし、受託者からの請求があれば委託料の 2 分の 1 の額を限度として前金払いを可能とする。

8 その他

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 本委託業務の実施に当たっては、県と緊密な連携を取りながら進めるものとし、疑義が生じた場合は直ちに県と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 本委託業務を実施するに当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- (5) 受託者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。
- (6) 事業実施中においても、県は事業の実施状況について、随時報告を求めることができる。